

「障害年金」をご存じですか？

■ 障害年金とは

病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、一定の要件を満たすことで現役世代のかたも含めて受け取ることができる年金です。

■ 障害年金の種類

「障害基礎年金」と「障害厚生年金」があり、初診日^(注1)が次の場合は、「障害基礎年金」になります。

- ①国民年金加入期間
- ②20歳前
- ③日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満のかたで年金制度に加入していない期間^(注2)

■ 障害年金を受給するためには

「障害程度の要件」と「保険料の納付要件」の両要件を満たしていることが必要です。

「障害程度の要件」

障害の状態が障害認定日^(注3)時点で法令に定める障害の状態にあること

「保険料の納付要件」

- ①初診日の属する月の前々月までの公的年金加入期間の3分の2以上の期間について保険料が納付または免除されていること
- ②①の要件を満たさない場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

■ 相談・手続窓口

初診日の年金加入状況によって相談窓口が異なります。

初診日の加入状況	相談窓口
・国民年金（第1号被保険者） ・60歳以上65歳未満で日本国内に住所あり ^(注2) ・20歳前	・春日部年金事務所 ・市保険年金課
・国民年金（第3号被保険者）	・春日部年金事務所
・厚生年金（第2号被保険者）	・事業所を管轄する年金事務所（初診日時点で共済組合などに加入していたかたは、初診日時点で加入していた共済組合など）

■ その他

障害者手帳（身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳）と障害年金の等級は認定方法などが異なるため、障害者手帳をお持ちでないかたも障害年金に該当する場合があります。

また、障害者手帳をお持ちのかたでも、障害年金の等級に該当せず、受給できない場合があります。

なお、障害認定日において法令に定められている障害等級に該当するかどうかは、医師にご相談ください。

（注1）初診日▶障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日

（注2）老齢基礎年金を繰り上げて受給しているかたは対象外

（注3）障害認定日▶障害の原因となった病気やケガについて1年6か月を経過した日または1年6か月以内にその病気やけがが治った日（症状が固定した日）

問合せ 春日部年金事務所 ☎048(737)7112(代表) 市保険年金課国民年金担当 内線149・140

白岡市

空家バンク

制度の

ご案内

問合せ
環境課環境保全担当
内線 284・285

市では、空家の利活用の取組として、空家情報を提供するため「白岡市空家バンク制度」を開設しています。
空家や空き地を所有していて「売りたい」、「貸したい」というかた、
空家や空き地をお探しのかたは、ぜひ環境課へご連絡ください。

空家バンク制度とは

利活用可能な空家など（空家・空き地）の情報を市公式ホームページなどで公開し、売りたいかた・貸したいかたと買いたいかた・借りたいかたとの橋渡しを行うものです。

契約交渉は、市と協定を締結した宅建協会葛城支部を通じて選ばれた媒介業者が行います。

登録の方法（売りたい、貸したい）

登録に必要な書類を環境課に提出すると、市が物件の確認や媒介業者の紹介などの事前調整をします。現地調査後、空家バンクへの登録、媒介業者と媒介契約の締結となります。登録後は、物件の情報を市公式ホームページに掲載して紹介します。
※建物の状態などによっては登録をお断りする場合があります。

詳細は市公式ホームページの「白岡市空家バンク制度Q&A」をご覧ください。

利用の方法（買いたい、借りたい）

白岡市に定住を希望し、空家などの購入や賃借を希望するかたなら、市内外を問わず、どなたでも利用申請ができます。

利用を希望する場合は、環境課へお申し出ください。

実績があります！

空家バンク開設以来、令和3年8月現在までに3件の物件が登録され、売買などが3件成立しています。

空家などを放置しておく管理不全に陥り、人の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれがあります。

そうなる前に、空家などの利活用を検討しませんか。